

## 長野市小売・サービス推し店プラチナチケット事業実施要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）等の影響を受けている地域の経済の活性化を図るため、小売及びサービスに係る事業者が消費の喚起を促すために発行、販売等を行う小売・サービス推し店プラチナチケットに係る事業について予算の範囲内で実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 小売・サービス推し店プラチナチケット 市が作成し、この要綱その他市が定める条件に基づき、第4第1項の取扱店舗において発行及び額面5,000円分の1冊につき3,000円での販売がされ、顧客等により当該取扱店舗における特定取引においてその額面の額で利用されたときに、当該取扱店舗を運営する第3の登録事業者に対して、その申出により市からその額面の40パーセントに相当する金額が交付されるプレミアムの付いたチケットをいう。

(2) 特定取引 小売・サービス推し店プラチナチケットがその支払手段として利用される物品の販売、役務の提供その他市長が適当と認める取引（以下「物品の販売等」という。）をいう。ただし、次に掲げるもの（以下「対象とならないもの」という。）の支払手段として利用される場合を除く。

ア 国税、地方税等の公租公課

イ 電気、ガス、水道及び電話の料金

ウ プラチナ、金、銀、有価証券、前払式証票その他換金性が高いもの

エ 不動産

オ 揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和51年法律第88号）第2条第2項に規定する揮発油、同条第8項に規定する軽油、同条第11項に規定する灯油及び同条第13項に規定する重油

カ 金融商品

キ たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第3号に規定する製造たばこ

ク 医療保険、介護保険等における一部負担金及び処方箋が必要となる医薬品

ケ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当するもの

コ 宗教的若しくは政治的なもの又は公序良俗に反するもの

サ その他小売・サービス推し店プラチナチケットを利用させることができない支払手段として市長が別に定めるもの

(登録事業者)

第3 小売・サービス推し店プラチナチケットの発行及び販売の取扱い並びに特定取

引を行うことができる事業者は、次に掲げる要件を全て満たし、かつ、第5第8項の規定による登録を受けた事業者（以下「登録事業者」という。）とする。

(1) 次のアからオまでに掲げる者のいずれかに該当すること。

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する者

イ 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人であって、常時使用する従業員の数がアに規定する者とおおむね同程度の者

ウ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に規定する一般社団法人又は一般財団法人であって、常時使用する従業員の数がアに規定する者とおおむね同程度の者

エ 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する中小企業者又は同条第3項に規定する小規模企業者に該当する組合であって、アに規定する者とおおむね同程度の者

オ アからエまでに規定する者以外の事業を営む者（法人及び個人に限る。）であって、市内にその本社又は本店が所在し、かつ、市長が適当と認めるもの

(2) 第5第3項の規定による登録の申請の日現在で、市内で第4第1項の取扱店舗を経営していること。

(3) 事業者の代表者、役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。）又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）、暴力団関係者（長野市暴力団排除条例（平成26年長野市条例第40号）第6条第1項に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）その他市長が適当でないと認める者でないこと。

(4) その他登録事業者に係る要件として市長が必要と認めること。

（取扱店舗）

第4 登録事業者が小売・サービス押し店プラチナチケットの発行及び販売の取扱い並びに特定取引を行うことができる店舗、事業所等は、次に掲げる要件を全て満たし、かつ、第5第8項の規定による登録を受けた店舗、事業所等（以下「取扱店舗」という。）とする。

(1) 市内で小売又はサービスに係る営業（当該店舗、事業所等において直接物品の販売等を行うものその他市長が適当と認めるものに限る。）を行っていること。

(2) 市が指定する新型コロナウイルス感染症に係る感染防止策を行っていること。

(3) フランチャイズチェーンとして市長が別に定める店舗、事業所等に該当しないこと。

(4) 物品の販売等が宗教的若しくは政治的なもの又は公序良俗に反するものでないこと。

(5) 暴力団員、暴力団関係者その他市長が適当でないと認める者がその営業に参画していないこと。

(6) 対象とならないもの以外の物品の販売等があること。

(7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性

風俗関連特殊営業を行っていないこと。

(8) その他取扱店舗に係る要件として市長が必要と認めること。

- 2 前項の規定にかかわらず、長野市飲食押し店プラチナチケット事業実施要綱（令和4年長野市告示第380号）第5第8項の規定による登録を受けた店舗、事業所等は、取扱店舗としない。

（登録の申請）

第5 登録事業者として登録を受け、その経営する店舗、事業所等を取扱店舗として登録しようとする者は、市長による登録を受けなければならない。

2 前項の場合において、取扱店舗としたい店舗、事業所等が複数ある者は、当該店舗、事業所等ごとに登録を受けるものとする。

3 前2項の規定による登録を受けようとする者は、長野市小売・サービス押し店プラチナチケット事業取扱店舗登録申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類（以下「添付書類」という。）を添えて市長に申請するものとする。

(1) 誓約書（様式第2号）

(2) 取扱店舗としたい店舗、事業所等の外観及び内観の写真

(3) 法人にあっては登記事項証明書の写し、個人事業主にあっては本人確認書類（運転免許証、健康保険証その他市長が別に定める書類をいう。）の写し

(4) 入金先となる金融機関の口座が確認できる書類

(5) その他市長が必要と認める書類

4 前項第2号から第4号までに掲げる書類は、市長が適当と認めるときは、その添付を省略することができる。

5 申請書及び添付書類の提出期間は、市長が別に定める。

6 第3項の規定による登録の申請は、1取扱店舗につき1回限りとする。

7 申請書に記載できる小売・サービス押し店プラチナチケットの販売希望数は、1冊につき額面5,000円分の小売・サービス押し店プラチナチケットについて、取扱店舗としたい1店舗、事業所等につき、市長が別に定める期間の月平均の売上高が100万円以上の場合にあっては200冊を、100万円未満の場合にあっては100冊を限度とする。ただし、1登録事業者につき取扱店舗としたい店舗、事業所等が複数ある場合は、当該取扱店舗としたい店舗、事業所等5箇所分を限度とする。

8 市長は、第3項の規定による登録の申請があったときは、登録の可否を決定し、その旨を当該申請者に対して通知するものとする。

9 前項の登録に当たっては、申請書に記載された小売・サービス押し店プラチナチケットの販売希望数の総数が市で予定している小売・サービス押し店プラチナチケットの配付総数を超えた場合は、第7項の規定にかかわらず、市長が別に定める方法により取扱店舗ごとに小売・サービス押し店プラチナチケットの販売数を調整するものとする。

（登録事業者の責務）

第6 登録事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 市が配付する取扱店舗であることを示すポスター等を当該取扱店舗の店頭等の

分かりやすい場所に掲示すること。

- (2) 第8第1項及び第2項に定める小売・サービス推し店プラチナチケットの販売の条件に関すること。
- (3) 第9第1項（第3号を除く。）に定める小売・サービス推し店プラチナチケットの利用に係る条件に関すること。
- (4) 取扱店舗での特定取引における小売・サービス推し店プラチナチケットの利用を拒まないこと。
- (5) 当該取扱店舗以外の取扱店舗の名称が記載された小売・サービス推し店プラチナチケットの利用を拒むこと。
- (6) 取扱店舗において小売・サービス推し店プラチナチケットが利用されるときは、偽造されたものその他不正があるものでないかを確認するとともに、当該小売・サービス推し店プラチナチケットが偽造されたものその他不正があるものであるとき又はその疑いがあるときは、当該小売・サービス推し店プラチナチケットの利用を拒み、市に報告すること。
- (7) 小売・サービス推し店プラチナチケットの交換、譲渡、転売等（第8第1項の規定による販売を除く。）を行わないこと。
- (8) 自らの販売等をする物品又は提供する役務に係る原材料等の仕入れ等の自らの事業に係る取引に小売・サービス推し店プラチナチケットを利用しないこと。
- (9) 市と適切に連携すること。
- (10) 事業に係る税務の手続等を行うこと。
- (11) その他登録事業者が遵守すべき事項として市長が必要と認めること。

（小売・サービス推し店プラチナチケットの配付）

第7 市長は、登録事業者に対して、小売・サービス推し店プラチナチケットを配付するものとする。

2 小売・サービス推し店プラチナチケットの1枚当たりの額面は、500円とする。

（小売・サービス推し店プラチナチケットの販売の条件等）

第8 登録事業者は、当該取扱店舗において、当該登録事業者が発行する小売・サービス推し店プラチナチケットについて、額面5,000円分の1冊を3,000円で販売するものとする。

2 前項に規定するもののほか、小売・サービス推し店プラチナチケットに係る登録事業者による販売の条件は、次に掲げるものとする。

- (1) 販売する前の小売・サービス推し店プラチナチケットに当該取扱店舗の名称その他の必要事項を必ず記載すること。
- (2) 小売・サービス推し店プラチナチケットに係る1人1回当たりの販売数は2冊までとし、特定の者のみに販売することがないように配慮すること。
- (3) 小売・サービス推し店プラチナチケットの販売に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に配慮すること。
- (4) 第9第1項に定める小売・サービス推し店プラチナチケットの利用に係る条件を購入者等に示すこと。
- (5) 小売・サービス推し店プラチナチケットに係る購入者等からの問合せ等に応じ

ること。

(6) その他小売・サービス推し店プラチナチケットに係る販売の条件として市長が必要と認めること。

3 小売・サービス推し店プラチナチケットの紛失及び盗難並びに第12第3項の申出の期間を経過したこと等により、登録事業者に損害が生じても、市はその責めを負わないものとする。

(小売・サービス推し店プラチナチケットの利用に係る条件等)

第9 登録事業者が、利用者に小売・サービス推し店プラチナチケットを利用させる場合の条件は、次に掲げるものとする。

(1) 登録事業者は、当該取扱店舗における特定取引に限り、販売した小売・サービス推し店プラチナチケットを利用させることができること。

(2) 特定取引に利用された小売・サービス推し店プラチナチケットの券面額の合計額が当該特定取引に係る対価を上回るときに、登録事業者からその利用者に対して、当該券面額の合計額と当該対価との差額に相当する額の金銭の支払を行わないこと。

(3) 小売・サービス推し店プラチナチケットの交換、転売、換金等はできないこと。

(4) その他小売・サービス推し店プラチナチケットを利用させる場合の条件として必要と認めること。

2 小売・サービス推し店プラチナチケットの紛失、盗難及び利用期間（第12第1項の市長が別に定める期間をいう。）の終了並びに取扱店舗の閉店等により、当該小売・サービス推し店プラチナチケットの購入者（利用者を含む。）に損害が生じても、市はその責めを負わないものとする。

(登録事業者による登録の内容の変更及び廃止)

第10 登録事業者は、第5第8項の規定による登録を受けた内容の変更（市長が別に定める変更を除く。）をし、又は当該登録の廃止をしようとするときは、市長が別に定めるところにより、速やかに市長に申し出なければならない。

2 市長は、前項の規定による申出があったときは、第5第8項の規定による登録の内容の変更又は廃止の可否を決定し、その旨を当該登録事業者に対して通知するものとする。

(市長による登録の内容の変更及び取消し)

第11 市長は、登録事業者が偽りその他不正な手段により第5第8項の規定による登録を受けた場合、登録事業者が第6に定める事項を遵守していないと認める場合、登録事業者が経営する取扱店舗が閉店した場合その他市長が適当でないと認める場合は、第5第8項の規定による登録の内容の変更をし、又は取消しをすることができる。

(小売・サービス推し店プラチナチケットのプレミアム分の交付に係る手続)

第12 市長は、令和4年9月から翌年2月までの期間のうち市長が別に定める期間に、取扱店舗での特定取引において小売・サービス推し店プラチナチケットが利用された場合は、当該取扱店舗を経営する登録事業者に対し、そのプレミアム分とし

て当該小売・サービス推し店プラチナチケットの額面の40パーセントに相当する金額の支払（以下「交付」という。）を行うものとする。

- 2 交付を求める登録事業者は、プレミアム分交付申請書（様式第3号）に特定取引において利用された小売・サービス推し店プラチナチケットの現物その他市長が必要と認める書類を添付して市長に申し出るものとする。
- 3 前項の規定による申出の期間は、市長が別に定める。
- 4 交付は、特定事業者の金融機関の口座に振り込む方法により行うものとする。
- 5 前各項に定めるもののほか、交付の手続については、市長が別に定める。

（交付の返還等）

第13 市長は、登録事業者が偽りその他不正な手段により交付を受けた場合その他市長が適当でないと認める場合は、交付をせず、又は交付をした金額の返還を命ずることがある。

（小売・サービス推し店プラチナチケットに係る事業の周知）

第14 市長は、小売・サービス推し店プラチナチケットに係る事業の実施に当たり、登録事業者及び取扱店舗となるための要件及び必要手続の方法並びに取扱店舗等の状況について、広報を行うものとする。

（文書の様式）

第15 この要綱に定める文書の様式については、市長が別に定める。

（補則）

第16 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、告示の日から施行し、令和4年度分の予算に係る小売・サービス推し店プラチナチケットに係る事業から適用する。

（この要綱の失効）

- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。